

SNS 人権侵害救済サポート

相談チャットボット構築・運用保守業務委託

提案競技募集要項

【資料】

- 資料 1 提案競技募集要項 <本紙>
- 資料 2 提案項目配点表
- 資料 3 提案書作成要領
- 資料 4 SNS 人権侵害救済サポート相談チャットボット構築・運用保守業務委託
提案仕様書（案）

【様式】

- 様式 1 提案競技参加申込書
- 様式 2 提案競技参加辞退届
- 様式 3 提案競技質問書
- 様式 4 見積書

この提案競技募集要項は、SNS 人権侵害救済サポート事業における相談チャットボット構築・運用保守業務委託の最優秀提案者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1. 公示開始日

令和 8 年 4 月 27 日（月）

2. 提案競技に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 役務の名称 | SNS 人権侵害救済サポート
相談チャットボット構築・運用保守業務委託 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (3) 納入場所 | 福岡市市民局人権部人権啓発センター |

3. 募集内容、仕様、その他の詳細

資料 4 「SNS 人権侵害救済サポート相談チャットボット構築・運用保守業務委託業務委託提案仕様書」（以下、「提案仕様書」という。）による。

4. 契約上限金額

3,445,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案価格が契約上限金額を超える場合は失格とする。

5. 提出先及び連絡先

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 2 丁目 5 番 1 号

福岡市健康づくりサポートセンター（あいれふ）8 階

福岡市市民局人権部人権啓発センター

電話番号：(092) 717-1237（直通）／FAX 番号：(092) 724-5162

電子メールアドレス：jinkenkeihatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp

6. スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 募集開始（公示） | 令和 8 年 4 月 27 日（月） |
| 質問書提出期限 | 令和 8 年 5 月 7 日（木）17 時まで |
| 参加申込書提出期限 | 令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで |
| 参加辞退届提出期限 | 令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時まで |
| 提案書・見積書提出期限 | 令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時まで |
| 提案書プレゼンテーション | 令和 8 年 5 月 26 日（火）予定 |
| 最優秀提案者決定 | 令和 8 年 5 月 27 日（水）以降 |

7. この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「情報処理」に記載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8. 参加申請の手続

提案競技への参加を希望する場合は、「7. この提案競技に参加する者に必要な資格」を確認し、以下の通り様式1「提案競技参加申込書」を提出すること。

参加資格を満たすことが確認できた場合は、本市より令和8年5月12日（火）までに「仮の提案者名（「提案者A」等）」を連絡する。

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日・祝日を除く 10 時から 17 時までの間に提出すること。

※郵送の場合は受付期間内に必着すること。

※郵送による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 提出場所

「5.提出先及び連絡先」のとおり

(4) 提出書類

ア 提案競技参加申込書（様式 1）

イ 会社概要（パンフレットなど）

9. 提案書等の提出

(1) 提案競技募集要項（本紙）等の配布

(ア) 期間

令和 8 年 4 月 27 日（月）10 時から

令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで

(イ) 入手方法

福岡市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）から入手すること。

※HOME>経済・産業・ビジネス>契約・入札・公募>契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）>「SNS 人権侵害救済サポート相談チャットボット構築・運用保守業務委託」に係る提案競技の実施について

(2) 提案書提出について

(ア) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日・祝日を除く 10 時から 17 時までの間に提出すること。

※郵送の場合は受付期間内に必着すること。

※郵送による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

※正本 1 部、副本 8 部を紙媒体で作成し、提出すること。また、電子媒体として正本、副本及び様式 4 「見積書」を CD-ROM に格納し提出すること。

(ウ) 提出場所

「5.提出先及び連絡先」のとおり

(エ) 提出書類

提案書及び様式 4 「見積書」

※提案書の作成にあたっては、資料 3 「提案書作成要領」及び資料 4 「提案仕様書」を必ず参照すること。

10. 提案競技に関する質問

(1) 質問について

提案にあたり疑義が生じた場合は、「5. 提出先及び連絡先」に示す電子メールアドレスへ、様式 3「提案競技質問書」を電子メールにて提出したもののみ受け付ける。

なお、様式3「提案競技質問書」を提出した際は、念のため「5. 提出先及び連絡先」に示す電話番号に連絡すること。

電子メールの表題は、「【SNS 人権侵害救済サポート相談チャットボット構築・運用保守業務委託】提案に関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問についての回答

回答は、受付期間終了後、原則2営業日以内に提案競技参加希望者全員（担当者）へ電子メールにより送付する。（提案競技参加申込以前の質問及び回答内容については、提案競技参加申込書受領後に担当者へ電子メールにより送付する。）

(3) 質問受付期間

令和8年4月27日（月）10時から

令和8年5月7日（木）17時まで

11. 提案競技参加の辞退

参加申込後であっても提案競技参加を辞退することができる。その場合は、様式2「提案競技参加辞退届」を令和8年5月15日（金）17時までに提出すること。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

12. 提案書プレゼンテーション

最優秀提案者を選定するために設置する選定委員会の委員に対して、提出済の提案書をもとに説明すること。

(1) 日時及び場所

日時：令和8年5月26日（火）

場所：福岡市健康づくりサポートセンター（あいれふ）8階

※上記は予定であり、詳細は別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

20分程度（提案書説明10分、質疑応答10分程度を予定）

(3) 注意事項

ア 出席者は、1提案者あたり3名までとする。

イ 説明資料は、提出された提案書をもとに行い、プロジェクターやモニター等での投影は不可とする。

13. 結果通知

令和8年5月27日（水）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

14. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法とその後の手続き

(1) 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

資料2「提案項目配点表」の項目ごとに選定委員の意見をもとに内容点を採点し、併せて価格点及び地場企業加点の結果を総合的に勘案して、福岡市が最優秀提案者を決定する。

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を最優秀提案者とする。
複数の最高得点者の内容点同士も価格点同士もまったく同じであるときは、評価委員の多数決により最優秀提案者を選ぶ。

(2) 選定委員会委員名簿

総務企画局 DX 戦略部 ICT ガバナンス課長
総務企画局 DX 戦略部 DX 戦略課長
市民局人権部人権推進課長
市民局人権部地域施策課長
市民局人権部人権啓発センター所長

(3) 配点

資料 2 「提案項目配点表」のとおり

(4) 内容点の最低基準について

内容点については、以下のとおり最低基準を設ける。

各評価委員の内容点の平均が 50 点（内容満点の 50%）に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(5) 価格点について

価格点については、以下の計算方法で評価する。ただし、小数点以下は第 3 位を切り捨てる。

価格点 = 5 点 × (1 - 提案価格 / 契約上限金額)

(6) 地場企業加点について

本店所在地が福岡市内にある場合、5 点を加点する。

(7) 失格に関する条件について

下記のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- ア 提案書が資料 3 「提案書作成要領」の「2. 提案書の作成方法」及び「3. その他留意事項」に違反していた場合
- イ 内容点の提案内容について、評価点が 0 点の項目があった場合
- ウ 条件を満たさない提案を行った場合
- エ 提案書類に虚偽があった場合
- オ 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合
- カ 事業推進に必要な手続きを行わない場合
- キ 提案価格が契約上限額を超える場合（再掲）

(8) 最優秀提案者決定後の手続き

最優秀提案者と提案内容に基づく契約内容詳細を定めた委託仕様書を作成のうえ、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る協議を行う。委託仕様や価格等については、提案内容から一部変更を求めることがある。

これら最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点の提案者と契約交渉を行うことがある。なお、最終提案者決定の取消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

15. その他留意事項

- (1) 提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (8) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。
- (9) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (10) 本委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。本委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を得なければならない。
- (11) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。
- (12) 福岡市は、本委託の受注者の業務履行が良好であると認められた場合、福岡市議会における予算の議決を条件とした上で、当初契約年度を含めた3年度を限度に、当該契約の相手方と単年度ごとに随意契約を締結することを可能とする。ただし、市の施策変更等により更新を行わないことがある。